

落雷に関する教員の安全配慮義務について

教育庁学校安全・体育課

「学校における教育活動及びこれに密接に関連する校内外における幼児児童生徒の生活の安全確保に配慮する義務（安全配慮義務）」が教員にあることについては、パンフレット「傷病事故発生時の初期対応の重要性について」で紹介したとおりですが、学校の課外の部活動中の落雷事故について、引率教員の安全配慮義務が裁判で争われ、安全配慮義務違反が認められた事例を紹介します。

幼児児童生徒の屋外での活動への対応については、「3 落雷に関する文献」の内容を参考にしてください。

1 事実関係等

上告人X1は、平成8年当時、被上告人学校法人A高等学校（以下「学校法人」）との間に在学関係に基づき、学校法人の設置するA高等学校（以下「A高校」という。）に1年生として在籍し、A高校サッカー部に所属していた。

A高校は、課外のクラブ活動の一環として、平成8年8月12日から15日まで、B市C運動広場（以下「本件運動広場」）等で開催されるサッカー競技大会（以下「本件大会」）に、同校サッカー部を参加させ、その引率者兼監督を甲教諭とした。

被上告人財団法人B市体育協会（以下「協会」）は、大阪府教育委員会の認可を受けて設立された財団法人で、その加盟団体であり権利能力なき社団であるB市サッカー連盟（以下「サッカー連盟」）に、Bユース・サッカー・サマー・フェスティバル実行委員会（以下「本件実行委員会」）を設置させて、本件大会を開催した。

本件運動広場は、その管理者であるB市から協会が貸与を受けていた。

本件大会のパンフレットには、「財団法人B市体育協会サッカー連盟」という名称が記載されていた。

A高校の第1試合が開始された平成8年8月13日午後1時50分ころには、本件運動広場の上空には雷雲が現れ、小雨が降り始め、時々遠雷が聞こえるような状態であった。

第1試合が終了した午後2時55分ころからは、上空に暗雲が立ち込めて暗くなり、ラインの確認が困難なほどの豪雨が降り続いた。

午後3時15分ころには、大阪管区气象台から雷注意報が発令されたが、本件大会の関係者らはこのことを知らなかった。

午後4時30分の直前ころには、雨がやみ、上空の大部分は明るくなりつつあったが、本件運動広場の南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃された。

雷鳴は大きな音ではなく、遠くの空で発生したものと考えられる程度であった。

甲教諭は、稲光の4、5秒後に雷の音が聞こえる状況になれば、雷が近づいているものの、それ以上間隔が空いているときには、落雷の可能性はほとんどな

いと認識していたため、午後4時30分の直前ころには落雷事故発生の可能性があるとは考えていなかった。

A高校の第2試合は、午後4時30分ころ本件運動広場のBコートで開始され、午後4時35分ころ、X1に落雷がありX1はその場に倒れた。(以下「本件落雷事故」)

X1は、L救命救急センターに救急車で搬送され、以後、同センター、M赤十字病院、Nリハビリテーション病院で治療を受けたが、X1には、視力障害、両下肢機能の全廃、両上肢機能の著しい障害等の後遺障害が残った。

落雷による死傷事故は、全国で、平成5年に5件(うち3人死亡)、平成6年に11件(うち4人死亡)、平成7年に10件(うち6人死亡)発生している。

2 裁判所の判断

【上告審判決(平成18年3月13日最高裁第二小法廷)】

甲教諭としては、落雷に関する科学的知見を基に、落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であったというべきであり、また、予見し得なかったとすれば、予見すべき注意義務を怠ったものというべきである。

甲教諭が落雷事故発生の危険を具体的に予見していたとすれば、どのような措置を執ることができたか、その措置を執っていたとすれば、落雷事故の発生を回避することができたか等について原審に尽くさせるために、原審に差し戻し。

【差戻審判決(平成20年9月17日高松高裁第4部)】

争点(主なもの)	裁判所の判断
<p>1 学校法人、甲教諭の注意義務違反</p> <p>(1) 予見義務</p> <p>甲教諭は落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能だったか。</p>	<ul style="list-style-type: none">落雷による死傷事故は、平成5年から7年までに全国で毎年5～11件発生し、毎年3～6人が死亡している。落雷を予防するための注意に関しては、平成8年までに、文献の記載が多く存在していた。試合開始直前の頃には、本件運動広場の南西方向の上空に黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていた。
<p>平均的なスポーツ指導者において、落雷事故発生の危険性の認識が薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性は減弱するとの認識が一般的であったことが、注意義務を免れさせる事情となるか。</p>	<p>↓</p> <ul style="list-style-type: none">落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であった。このような認識は、平成8年までに多く存在していた落雷事故発生の危険性に関する文献の内容と相いれないものであり、当時の科学的知見に反する。

▼

- ・ 指導監督に従って行動する生徒を保護すべきクラブ活動の担当教諭の注意義務を免れさせる事情とはなり得ない。

(2) 本件落雷事故発生の回避措置、回避可能性

試合開始直前ころまでに、甲教諭が落雷事故発生の危険を具体的に予見していたとすれば、どのような措置を執ることができたか。

甲教諭がその措置を執っていたとすれば、事故の発生を回避することができたか。

・ 本件大会において、通例、試合の延長や中止は、対戦チームの監督や会場担当者が協議し、必要に応じて会場担当者が大会実行委員と協議して決定することになっていた。

・ 平成8年8月当時、落雷に関する安全対策に関する科学的知見として、避雷法、安全空間、保護範囲について、広く一般的に知られていた。

・ 本件運動広場においては、各コンクリート製柱を中心とした半径8mの円内で、かつ、柱から2m程度以上離れた部分が避雷のための保護範囲となり、この範囲に留まる限り、落雷の直撃に遭う危険性はかなりの程度軽減される。

・ コンクリート製柱の間隔、本数から、これにより形成される保護範囲は相当広範囲に及び、試合開始直前ころ本件運動広場にいた約200名の生徒ら全員が一時的にしゃがむなどしてとどまり、避雷する場所としては十分な面積があった。



・ 甲教諭は、少なくともA高校の生徒らを保護範囲に避難させ、姿勢を低くするよう指示した上、対戦相手の監督とともに会場担当者に対し、落雷の危険が去るまで試合の開始を延長することを申し入れて協議し、他校の生徒らについても保護範囲に避難させるなどの措置を執り、天候の変化に注目しつつ、更に安全空間への待避の方法についても検討するなどの措置を執ることが可能であり、そうしていれば、試合後間もなく発生した本件落雷事故を回避できた。

甲教諭が、本件落雷事故発生当時、避雷に関する保護範囲に関する知識を全く有しなかったことから、注意義務違反はないといえるのか。

・ 避雷に関する保護範囲に関する知見は、平成8年までに広く一般に知られている状況にあった。

・ サッカー部の指導監督をする担当教諭として、生徒の安全にかかわる落雷事故の危険性を具体的に予見する義務がある立場にあったのであるから、生徒の安全を守るべき立場として、広く一般に知られている避雷に関する保護範囲については当然に知識を有しているべきであった。

甲教諭が、試合開始直前ころから落雷事故が発生した5分間に、本件運動広場にいた約200名の生徒らに落雷の危険性や保護範囲について理解させた上、保護範囲に誘導することは現実的に不可能ではないか。

保護範囲は文献により一定せずその範囲が曖昧であり、100%安全ではなく、本件運動広場のコンクリート製柱に沿うフェンスからの側撃も加味する必要があり、一般人（特に生徒ら）は雷は高い物に落ちるため高い物は危険であると認識していることから、生徒らを保護範囲に長時間にわたり留めて待たせるのは現実的といえるのか。

▼

- ・ 避雷に関する保護範囲に関する知識を有しなかったこと自体が問題であって、生徒の安全を守るべき立場としての責めを免れる理由とならない。

- ・ 約200名の生徒らに対するものとはいえ、笛や号令等で注意喚起を促した上で、落雷の危険性を告げ、コンクリート製柱の近くの保護範囲を指示すること自体にさほど時間を要するとは考えられない。
- ・ 甲教諭が引率者兼監督として注意義務を負うのは、A高校のサッカー部員に対してだけである。

↓

- ・ 他校の生徒が多数いることを根拠に、その義務を免れる理由はない。

- ・ 保護範囲が文献により多少相違する事実があるとしても、その相違は実際の現場での対応に困難が生じるほどのものとは言い難い。
- ・ 保護範囲が100%安全でないことをもって、生徒らを保護範囲に誘導しないことを正当化する根拠とはできない。
- ・ 一般に、コンクリート製柱からフェンスに、そして更に人体に側撃する物理現象自体があり得るのか疑問である。
- ・ 必ずしも一般人（特に生徒ら）が雷に対して、高い物の側はすべて危険であるとの誤った認識をしている限らない上、誤った認識を有する者が一部いるにしても、適切な誘導後に説明すれば足りる。

↓

- ・ このような可能性があるからといって、保護範囲に誘導することが現実的でないとはいえ、ましてや生徒らを保護範囲に誘導しないことを正当化する根拠とはなし難い。

3 落雷に関する文献

落雷事故発生の危険性に関する文献は次のとおり。

文献名	記載内容
「夏のお天気」(平成8年3月刊行) 矢花 槿雄 (気象庁長期予報課勤務) 著	「雷鳴の聞こえる範囲は、せいぜい20 kmです。雷鳴が聞こえたら、雷雲が頭上に近いと思ったほうがよいでしょう。また落雷は雨の降り出す前や小やみのときにも多いことが分かっています。遠くで雷鳴が聞こえたら、すぐに避難し、雨がやんでもすぐに屋外に出ないことがたいせつです。」
「雷から身を守るには - 安全対策Q & A」(平成3年6月刊行) 日本大気電気学会編	「雷の発生、接近は、人間の五感で判断する、ラジオ、無線機を利用する、雷注意報など気象情報に注目する等の方法があります。しかし、どの方法でも、正確な予測は困難ですから、早めに、安全な空間(建物、自動車、バス、列車等の内部)に移っていることが有効な避雷法です。」 「雷鳴が聞こえるとき、入道雲がもくもく発達するとき、頭上に厚い雲が広がるときは直ちに屋内に避難します。雷鳴は遠くかすかでも危険信号ですから、時をうつさず、屋内に避難します。」
「理科室が火事だ! どうする?」(横山正編・平成2年4月刊行、小学生向け)	「遠くで『ゴロゴロ』と鳴りだしたら、もう危険がせまっているわけですから、はやめに避難するようにしましょう。」

落雷に対する安全対策に関する文献は次のとおり。

文献名	記載内容
「雷から身を守るには - 安全対策Q & A」(平成3年6月刊行) 日本大気電気学会編	「高さ4 m以上の高い物体があれば、その物体から2 ~ 4 m以上離れたところでしゃがむ、或いは腰を下ろしていれば比較的安全です。」 「高い物体のてっぺんを45度以上の急角度で見上げる範囲は、保護範囲といわれています。」
「NHK最新気象用語ハンドブック」(昭和61年11月刊行)	「大きな木(高さ10 m以上)の場合、木の根本から5 ~ 10 mの範囲内で、幹や枝から2 m以上離れて姿勢を低くする。」
「理科室が火事だ! どうする?」(横山正編・平成2年4月刊行、小学生向け)	「4 m以上の高い木は、そのてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲に入ると、直撃を避けることができます。このときすべての枝先、葉先から2 m以上はなれて、姿勢を低くすることが大切です。」

<p>「天気図と気象の本」 (平成3年7月刊行) 宮澤清治(日本気象協会調査役)著</p>	<p>「平地で木(高さ10m以上)のある場合、木の根本から5~10mの範囲で、幹や枝から2m以上離れて姿勢を低くする。」 「避雷針には保護範囲がある。避雷針の突針の先端を頂点とする円錐を考え、頂角の1/2を保護角といい、普通の建物では60度以下、油タンクとか火薬庫のような危険物貯蔵庫の場合は45度以下にとるように定められている。」</p>
<p>「天気がわかることわざ事典」(平成3年6月刊行)細田剛著</p>	<p>「樹木の下へ入って(中略)正三角形の範囲内で木や枝から2m以上離れて体を低くする。」</p>
<p>「お天気の科学」(平成6年9月刊行)小倉義光(日本気象協会顧問)著</p>	<p>「避雷針がカバーする安全な範囲は、例えば高さ30mの避雷針だったら根本を中心として半径30mの円内である。送電線や避雷針のついた鉄塔のそばにいるときは、これらが一番高いところを45度の仰角で見る範囲内に入り、しかも塔の根本から1m以上離れる。」</p>